

# イングランドにおける 共同口座（joint account）の研究

——銀行預金にかかる諸問題の手がかりを求めて——

大 西 邦 弘

- I はじめに
- II わが国における問題状況の提示
- III イングランド法
- IV 分析とまとめ
- V おわりに

## I は じ め に

現在のわが国における銀行取引においては、口座名義人を一人とすることが一般的であろう。しかしながら、現在の銀行実務においても代表者名を付した任意団体の口座開設は認められており、この場合、預金保険機構によって連名預金口座として扱われるため<sup>(1)</sup>、口座名義人が複数となる場合を排除し切れていない<sup>(2)</sup>。

また、口座名義人が複数となる連名預金も実務において行われていたよう<sup>(3)</sup>であって、これにかかる最高裁判所の判決も公にされている。

さらに、相続等を契機として一つの口座に複数の当事者が関与せざるを得ないことが十分想定し得る<sup>(4)</sup>。

それでは、複数の当事者が一つの口座に関与する場合、その契約当事者となるのはどの当事者なのであろうか。たとえば、父によって任意団体名義での未成年の子との銀行口座が開設されたとすると（子はそもそも口座

開設を知らないものとする), この場合契約当事者となるのは父のみなのであろうか, それとも子も銀行との契約当事者となるのであろうか。父が死亡した場合, この口座の資金はどのように扱われるのであろうか。父の存命中, 子はこの口座の資金についてなんらかの権利を有するのであろうか。

本稿では, 「Ⅱ」で提示するようなわが国における銀行預金にかかる諸問題を検討するため, イングランド銀行法における共同口座(joint account)にかかる法状況を調査研究することによって, その手がかりを求めことにしたい。

- (1) 預金保険機構の立入検査におけるチェック項目となっている。預金保険機構のHP (<http://www.dic.go.jp/katsudo/tachiiri/tejunsho7.html>) 参照。
- (2) たとえば, 北洋銀行について, [http://www.hokuyobank.co.jp/info/dep\\_ins\\_ans.html](http://www.hokuyobank.co.jp/info/dep_ins_ans.html) 参照。
- (3) ここでいう「連名預金」とは, 連名でないと払戻しを受けられないものをいう。野田純生「連名預金利用上のチェックポイント——最判昭和62年12月17日をめぐって」NBL 396号(1988年)12頁参照。後掲する通り, 最高裁の判決を含む何件かの裁判例も公にされている。
- (4) あるいは, 普通預金や当座預金につき預金者の認定にかかるいわゆる客観説を採用すると, 預金者が複数となり得る。花本広志「価値帰属論」北居功他『コンビネーションで考える民法』(商事法務, 2008年)109頁参照。
- (5) 東京地判平成24年6月15日判時2166号73頁は, 旅行代金を積み立てるため「A会代表者B」とする普通預金口座につき, この預金口座を信託財産としているが, 本稿はこのような口座につき共同口座の観点からアプローチしようとするものである。同判決については, 木村仁「判批」リマ48号(2014年)42頁参照。

## Ⅱ わが国における問題状況の提示

### 1 調査研究する意義①:任意団体による口座開設と連名預金

現在の銀行実務においても法人格のない団体について代表者名を付した

口座開設が認められているが<sup>(6)</sup>、この場合、預金保険機構によって連名預金口座と扱われるために<sup>(7)</sup>、口座名義人が複数となる場合を排除し切れていない。

また、わが国でこれまでに公表されている裁判例にみられる連名預金は、払戻しに際し名義人全員の承諾を条件としているようであるが<sup>(8)</sup>、そうすると、払戻しに名義人の署名が偽変造された場合の問題や、全員の承諾を条件としない複数名義人による口座の可否も検討される必要がある<sup>(9)</sup>。

また、最高裁によれば、連名での定期預金は複数の当事者に「合有的に」帰属するものとされ、分割債権債務にかかる民法427条以下の規定はないとされている<sup>(10)</sup>。ただ、連名での定期預金に一方の当事者の資金のみが拠出された場合も、このような解決で本当によいのかどうかについても課題が積み残されている。

近年では、有限責任事業組合（いわゆる LLP）との関係でも、このような問題を検討する必要がある<sup>(11)</sup>。

## 2 調査研究する意義②：共同口座導入の可能性

次に、わが国において、共同口座を導入する可能性を検討する必要もすでに指摘されている。とりわけ、フランスにおける PACS に類似するパートナー間での財産管理に活用することが問題となる。たとえば、フランス法等を素材として夫婦連名預金口座の利用可能性を検討するものとして、大村敦志「夫婦連名預金の法的性質（上）（下）」ジュリ1102号（1996年）63頁、1103号91頁がある<sup>(13)</sup>。

また、これまでは、諸外国の銀行口座にかかる法状況についてはその約款が紹介されることがあったが<sup>(15)</sup>、そこにイングランド法は含まれていない<sup>(16)</sup>。

さらに、海外における（とりわけアメリカ合衆国ハワイ州）ジョイント・アカウントの課税関係について検討するものもある<sup>(17)</sup>。この点につき、ジョ

イント・アカウントにある種類似するといえるジョイント・テナンシーに<sup>(18)</sup> ついて、国税庁は、これを死因贈与と解しているようであるが、<sup>(19)</sup> では、海外のジョイント・アカウントをわが国の法律上どのように構成すべきかについては、なお必ずしも明らかとはなっていない。

### 3 調査研究する意義③：名義人一人の口座を共同で利用する場合の問題点

また、名義人一人の銀行口座をとりわけカップルが共同利用することも考慮に入れなければならない。たとえば、いわゆるメガバンクの一角であるみずほ銀行は、カップルに対して「おうち口座」なる口座を開設することを提唱している。<sup>(20)</sup> もっとも、これは単に通常の口座を目的に応じて使い分けることを提案するものに過ぎず、共同での名義を認めるものではない。ただ、みずほ銀行の勧奨に従って「おうち口座」を開設した場合、現在の法状況を前提とすると、以下のような法律上の問題が発生すると思われる。

#### (1) 預金者の認定の問題

そもそも最も重要性を有する問題として、いわゆる「おうち口座」なる口座を用いる場合、預金者は誰なのであろうか。預金者の認定にかかる従来の議論の枠組みに従うと次の通りとなる。<sup>(21)</sup> すなわち、原則として預入行為者を預金者と解すべきであるとするいわゆる主観説によると夫あるいは妻のみが預金者となり（實際上、口座名義人を預金者とするようになる。夫婦どちらか一名となる）、預金者は「自らの出捐により自己の預金とする意思をもって、本人自らまたは代理人、使者、機関等を通じて預金契約をした者（出捐者）」であるとする客観説によると、<sup>(22)</sup>（夫婦それぞれが共同口座に資金を拠出する場合には）夫婦ともに預金者となることになる。<sup>(23)</sup> 後者の客観説による場合、夫あるいは妻の同意なしに他方当事者が預金を引き出してしまった場合、他方当事者は銀行に対して払戻請求をすること

ができるのであろうか。<sup>(24)</sup>また、このような場合、銀行は債権の準占有者に対する弁済（民法478条）として免責を主張できるのであろうか。<sup>(25)</sup>

## （２）資金の拠出と出金権限

次に、「おうち口座」の運用にも様々なパターンを想定することが可能である。入金に関しては、①夫あるいは妻のみが「おうち口座」にすべての資金を入金する場合と、②夫あるいは妻それぞれが入金する場合を想定することが可能である。

また出金については、①'（たとえば夫が通帳を所持し、妻がカードを所持するといった方法で）それぞれが出金する権限を有する場合と、②'夫あるいは妻双方の合意がなければ共同口座の払戻しができない場合を想定することができる。<sup>(26)</sup>このような多様なケースを想定した上で多数の当事者が関与する銀行口座にかかる問題の判断枠組みを構築すべきではなからうか。

## （３）無権限での出金

第3に、とりわけ主婦婚等を想定した場合において、夫が、夫名義で夫のみの資金を「おうち口座」に入金し、妻が夫の承諾なしに預金を引き出した場合、銀行の弁済は有効なのであろうか。<sup>(27)</sup>実務上は民法478条あるいは「カード規定」等による解決が図られる可能性もあるが、まずは先決問題として銀行の弁済が正当な権限を有する者に対してなされたのかどうか、確定されるべきであると思われる。

## （４）「おうち口座」の使途

さらに、口座の使途によっても結論は異なる可能性がある。つまり、共同口座が単に日常家事の便宜のためであるとするか（たとえば、家賃の支払いのために口座を開設する場合）、あるいは、「おうち口座」への入金が実質的に他方当事者への贈与あるいは遺贈<sup>(28)</sup>の意思がある場合、単なる日常家事債務を処理するための判断枠組みとは異なった規律が議論されるべき

であると思われる。

(5) 「おうち口座」と類似する法律関係

現在、わが国では共同口座は一般的ではないが、クレジットカードを利用することによって共同口座と同様の利益を享受することができる。つまり、クレジットカードとその家族カードを発行し（これによって2名以上の正当な利用権限を設定できる）、その引落しを一つの口座にすることによって、一つの口座から2名以上の正当な利用権限を有する者を確保することができるのである。共同口座にかかる問題を検討することは、このような「おうち口座」と類似する法律関係の分析にも有益ではなからうか。

(6) カップルを除いた法律関係（とりわけ組合）への波及

みずほ銀行が提唱する「おうち口座」の当事者は、とりわけ婚姻関係をはじめとする親密な関係を前提としているようではあるが、翻って、出資を伴う複数の当事者間での合意であることから、ある種の組合契約を締結しているとも構成することができる。すると、組合契約（民法667条）の当事者間において、銀行口座に対してどのような権利を行使することができるのかについても、<sup>(29)</sup> 検討する意義が認められよう。

たとえば、一つの建物を共同して利用する共同賃借人が賃料の支払いのために共通の口座を開設するといった事案も想定することができ、このような事案にかかる規律にも影響が波及する可能性も<sup>(30)</sup> 認められる。

4 調査研究する意義④：相続の場合

その他にもイングランド法における共同口座を調査研究すべき課題が存在する。相続の局面において、被相続人の金銭債権については法律上当然に相続分に従って分割され、各相続人に帰属するという最高裁判例にもかかわらず、<sup>(31)</sup> 金融実務は、口座名義人が死亡すると、共同相続人全員の請求

がない限り口座取引に応じない<sup>(32)</sup>。では、被相続人の銀行口座の預金者は、  
どのように確定されるのであろうか。<sup>(33)</sup>

この点に関連して、次の事案が注目に値する。すなわち、共同相続に係る不動産から生ずる賃料債権の帰属と後にされた遺産分割の効力に関する最判平成17年9月8日民集59巻7号1940頁の第一審である大阪地判平成15年9月26日によると、「亡Aの相続人である原告及び被告らが、遺産分割協議中、相続財産である本件各不動産の賃料等を相続人共同開設の銀行口座で一括管理し、遺産分割協議が調わない部分つき被告が保管していた」(傍点は引用者)とされており、相続との関連でも複数の当事者が関与する銀行預金口座の法律関係を明らかにする必要性が認められる。<sup>(34)(35)</sup>

## 5 調査研究する意義⑤：預金者の認定

「3」で取り上げた現行の銀行預金を複数当事者で利用する問題と重複するが、預金者の認定についてわが国ではいわゆる主観説と客観説が主に対立している。やや本稿の内容を先取りすることになるが、イングランドにおいて用いられている共同口座の議論をわが国の主観説の観点から分析すると、まさに銀行に対する預金債権を共同口座主義人間で準共有することになる。他方で、客観説を採用するとすると、資金の出捐者が——共同口座の外観にもかかわらず——預金者となることになる。<sup>(36)</sup>この点、共同口座が一般的に用いられているイングランドではどのように考えられているのであろうか。

## 6 研究の前提

それでは、次の「Ⅲ」からイングランド銀行法における共同口座の議論を詳しくみていくことにするが、あらかじめ次のことをお断りしておきたい。すなわち、共同口座には3名以上が関与する口座もちろん想定可能

ではあるが、本稿では主に2名が共同口座の名義人となる場合を想定し、それぞれを「A」「B」ということがある。このような前提は、イングランド法を検討する際においても原則として同様である。

また本稿のタイトルあるいは項目については「イングランド」としていろいろと、これは主にイングランドおよびウェールズをいうものとするが、(参照したイングランド銀行法のテキストが言及していることを主な理由として) その他のコモン・ロー諸国の法状況を含むことをご了解いただきたい。<sup>(37)</sup>

- (6) 内田貴『民法I』(東京大学出版会, 第4版, 2008年) 230頁。
- (7) 前述と重複するが、預金保険機構のチェック項目となっていることを再掲しておく。(http://www.dic.go.jp/katsudo/tachiiri/tejunsho7.html)。
- (8) 浅沼武「数人共同名義の預金における権利行使方式(東京地判昭和39年6月26日)」金法392号(1965年) 25頁, 高木多喜男「連名預金の法的性質」金法1229号(1989年) 5頁, 上野隆司=石井眞司「連名預金の各種事例に具体的にどう対応すればよいか——最一小判昭62年12月17日を踏まえて——」金法1248号(1990年) 21頁参照。高木教授は、連名預金について「合有債権である預金は、合有の性質上単独では引き出しえない」とされている(高木・前掲7頁)。
- (9) シティバンクでは、かつて連名預金を受け入れていたようであるが、現在は連名での口座開設を認めていない  
(http://www.citibank.co.jp/termsandconditions/customeragreements/pdf/citi\_ja.pdf)。スタンダード・チャータード銀行にも同様の規定がある  
(https://www.sc.com/jp/jp/cb/pb/regulations/yokin/index.html)。
- (10) 最判昭和62年12月17日金法1189号27頁。最判昭和62年12月17日の評釈として、他の箇所でも引用するもののほか、塩崎勤「複数の当事者が共同名義で銀行に預け入れたいいわゆる連名預金と民法427条以下の規定の適用(最判昭62・12・17)」金法1214号17頁, 大西武士「預金者認定に関する客観説とその限界」判タ843号(1994年) 52頁, 野田・前掲注(3)12頁がある。
- (11) 宮川不可止「有限責任事業組合(LLP)の預金債権——代理人名義預金と連名預金の異同」京都学園50巻1号(2006年) 1頁参照。
- (12) 2014年7月現在, 第一法規「法律判例文献情報」で「共同口座」を検



- 索すると、他の箇所では引用したもののほか、石原洋一「共同名義人のオーバードラフト——テキサス州法上の取扱い」研究ノート 判例紹介> 企業法学4号(1995年)363頁がヒットする。
- (13) 同『消費者・家族と法』(東京大学出版会, 1999年)118頁所収。
- (14) 従来の銀行口座に複数当事者が関与する問題にかかる議論については、金融法務研究会『預金の帰属』(金融法務研究会事務局, 2003年)の第三章「当事者複数の預金の帰属」が注目される。
- (15) 金融法務研究会『各国銀行取引約款の比較——各国銀行取引約款の検討 そのⅡ——』(金融法務研究会事務局, 1999年)36頁参照。また、金融法務研究会『各国銀行取引約款の検討——そのⅠ. 各種約款の内容と解説——』(金融法務研究会事務局, 1996年)も参照。
- (16) その他フランス法については、野村豊弘「共同口座(Compte joint)について」金融法研究11号(1995年)125頁がある。
- (17) 高橋貴美子「相続における国際私法検討の必要性(世界の相続(inheritance)から)——ジョイント・アカウントの課税関係」税務弘報61巻9号(2013年)121頁。
- (18) 合有財産権と訳されることがある(山本英樹「海外財産を合有(ジョイントテナンシー)により取得した場合の課税関係」税大論叢65号[2010年]365頁)。また、松岡章夫「海外財産の相続と相続税法——ハワイ州におけるジョイント・テナンシーを糸口として——(1)」国際商事法務23巻11号(1995年)1163頁, 1167頁も参照。
- (19) <https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/sozoku/02/07.htm>
- (20) <http://www.mizuhobank.co.jp/ouchi/ouchikouza/index.html>
- (21) 預金者の認定については多数の参照すべき文献があるが、別の箇所では扱ったものほか、北居功「預金の帰属」法セ58巻4号(2013年)104頁、武井康年他編著『最新金融取引と電子記録債権の法務』(金融財政事情研究会, 2010年)42頁、安永正昭「預金者の確定と契約法理」『金融法の課題と展望』(日本評論社, 1990年)161頁を掲げるに留める。
- (22) 記名式定期預金契約について、最判昭和52年8月9日民集31巻4号742頁参照。
- (23) その他、周知の通り、預入行為者と銀行との間で預入行為者を預金者とする明示または黙示の合意がある場合は預入行為者を預金者とする折衷説が主張されているが、問題の本質を焙り出すために触れないことにする。
- (24) 従来の預金者の認定にかかる議論は、いわゆる導入預金を前提とする

ものであったことを指摘するものとして、安永・前掲注(21)161頁。

- (25) この点は後にもう一度触れる。
- (26) たとえば、(i) 通帳を不発行とした上で、夫あるいは妻がカードを所持し他方が暗証番号を管理する、あるいは、(ii) カードを破棄して夫あるいは妻が通帳を所持し、他方が届出印を管理するなどといった方法が想定される。
- (27) いわゆる「カード規定」の効力は射程の外とする。「カード規定」が適用されない通帳払いの場合（最判平成15年4月8日民集57巻4号337頁 [民法判例百選Ⅱ（第6版）78頁（河上正二）]）等を想定されたい。
- (28) 遺言の方式（民法967条以下）との関係については、イングランド法の検討を終えた後に扱いたい。
- (29) 組合契約の法技術的としての利用可能性に着目するものとして、大村敦志「法技術としての組合契約」潮見佳男他編『特別法と民法法理』（有斐閣，2006年）193頁。
- (30) いわゆるジョイント・ベンチャーと預金債権の帰属を論じるものとして、佐久間弘道「ジョイント・ベンチャーと預金債権の帰属」金法1555号（1999年）30頁。
- (31) 最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁。
- (32) 潮見佳男『相続法』（弘文堂，第5版，2014年）（以下「潮見『相続法』」と略記する）102頁。
- (33) 共同相続された委託者指図型投資信託の受益権および個人向け国債は相続開始と同時に相続分に応じて分割されることはないと言われた事例として、最判平成26年2月25日民集68巻2号73頁がある。この判決を評するものとして、潮見佳男「判批」金法2001号（2014年）7頁参照。
- (34) その他、共同口座をわが国にも導入するとすると、（とりわけ相続税等の）租税上の問題を検討する必要があるが、このような問題については原則として本研究の射程外とする。
- (35) また、共同口座を研究する意義として、かつては、両親あるいは祖父母が子ども名義で口座を開設するといった事案が想定できたが、今日では「犯罪による収益の移転防止に関する法律」によってこのような方法は困難と思われる。
- (36) この場合の民法94条との関係については、塩崎・前掲注(10)17頁参照。
- (37) 本稿が参照したイングランド銀行法の主なテキストは、Cranston, Principles of Banking Law, 2nd ed., 2002; Ellinger, Lomnicka, Hare, Ellinger's Modern Banking Law, 5<sup>th</sup> ed., 2011 である。以下では、Ellinger 2011 と略

記する。

### Ⅲ イングランド法

論

#### 1 共同口座の法的枠組み

イングランドにおける共同口座は、2名以上の複数の顧客名義によって開設されるものであって、会社や法人名義での口座 (corporate or administrator's account) とは区別される。なぜなら、共同口座において名義人は代理人や代表者の権限で小切手の支払等を求めるのではなく、共同口座の名義人はあくまでも本人としての資格で——共同で、あるいは個別に (それぞれが) ——権利を行使するからである。

説

#### 2 共同口座の引出権限

共同口座に関しては、共同口座開設依頼書 (joint account mandate) が重要となる。すなわち、共同口座からの小切手の支払等について、共同口座の名義人の単独の署名でも支払いが可能な場合もあれば、双方の署名を必要とする場合もあり、これを決するのが共同口座開設依頼書によるからである。<sup>(38)</sup>

##### (1) 双方の署名を必要とする場合

共同口座からの小切手の支払いにつき共同口座開設依頼書によって共同口座名義人全員の署名を必要とする場合に他方の共同口座名義人の署名が偽造された事案につき、次の判例がある。

*Jackson v. White and Midland bank Ltd*, [1967] 2 Lloyd's Rep. 68.

##### [事案の概要]

原告と第一被告はカントリークラブにかかる共同事業の交渉中であつたところ (組合契約は認定されていない)、資金を拠出して第一被告との間で第二被告の銀行 (以下単に「被告銀行」という) に共同口座

を開設した。共同口座による小切手の支払いについては、共同口座開設依頼書によって原告と被告双方の署名が必要とされていた。ところが、第一被告によって原告の署名が偽造された多数の小切手の支払いが被告銀行によってなされた。

原告は、被告銀行に対して、偽造された小切手による支払処理の抹消と、今後は原告のみの署名によって小切手の振出しが可能となるようインジャンクションを求めた。

Park 裁判官によると、被告銀行は原告と第一被告との間で次のような契約をしたと認定している。すなわち、――

原告と第一被告の署名があれば小切手の支払をするという合意と、それとは別に、原告あるいは第一被告それぞれと被告銀行との間での、「原告あるいは第一被告の署名がない限り小切手の支払をしない」という個別の合意

である。<sup>(39)</sup>

そして、事案の解決としては、銀行はこの原告との間の個別の合意に違反したことが認定され、原告が勝訴した。この判決からは、共同口座の研究においては、①誰と誰との間で契約が締結されたのか、②その契約の内容はどのようなものであったのかが重要となり得ることが示唆される。

このような共同口座の「二重契約分析 (dual contract analysis)」は、他の事案においても見られる。<sup>(40)</sup>

すなわち、*Catlin v. Cyprus Finance Corporation (London) Ltd* 判決では、共同口座名義人全員の署名のない小切手について支払いがなされた事案において、<sup>(43)</sup> Bingham 裁判官によって、銀行は共同口座の開設において、それぞれの共同口座名義人との間の個別の合意に違反していると判示された。<sup>(42)</sup>

つまり、*Jackson* 判決と *Catlin* 判決に鑑みると、共同口座の資金の全額を拠出した共同口座の名義人は、共同口座の資金が不正に流出した場合は

単独で全額の返還を請求することができ、全額の出資を証明できない共同口座の名義人の一方は、半額の返還を請求できるとどまると評価されている。<sup>(44)</sup> 実際、オーストラリアの最近の判決である *Vella v. Permanent Mortgages Pty Ltd.* 判決において、Young 首席裁判官は「従来の判例に鑑みると、損害を被った共同口座の名義人は、自らの出資部分の割合においてのみ、共同口座開設依頼書に違反して支払いを行った銀行に対して損害賠償を請求することができるとするのが相当である」と判示している。<sup>(46)</sup>

## (2) 共同口座からの引出しにいずれか一方の署名で足りる場合

共同口座による小切手の支払いにつき、共同口座開設依頼書によって共同口座の名義人の一方の署名で足りる場合については、*Re Bishop decd., National Provincial Bank Ltd v. Bishop* から出発することにする（以下「*Re Bishop*」と略記する）。

### 〔事案の概要〕

夫婦間で共同口座が開設されたところ、資金の拠出は夫あるいは妻それぞれによってなされており（ただし、金額は同じではない）、共同口座は日常家事による債務の支払いの他、特に明確な使途の定めはなかった。夫がこの共同口座を決済口座とする小切手によって株式を購入した。夫が死亡したため、夫名義での株式に対する妻のエクイティ上の権利と共同口座の帰属につき銀行が明らかにするよう求めた。

*Re Bishop* によれば、本件における事案について、株式については夫のみが株主となるのであって、この株式に対して妻はエクイティ上の権利を有しないと判断された。<sup>(48) (49)</sup>

この *Re Bishop* の意義や射程については議論もなされているが<sup>(50)</sup>、*Re Bishop* がイングランドにおいて現在もなお規範的な効力を有しているとすると、イングランド法における基本的な立場は、明示の共同口座開設依頼書に反しない限り、銀行は共同口座の使途について関心を有する必要は

ないというものである。

このことが再確認されたのが、次の判決である。

*Fielding v. Royal Bank of Scotland* [2004] EWCA Civ. 64, [2004] All ER (D) 183.

**[事案の概要]**

夫婦による共同口座に関する事例で、共同口座開設依頼書によれば、夫婦どちらも単独で引出しが可能とされていた。貸越し (overdraft) については共同口座名義人がともに責任を負うとの条項があった事案である。夫が単独で共同口座について過大な貸越しを行った。銀行が夫および妻に対し貸越分につき請求したのに対し、妻はそのような貸越しについて責任はないと争った。

控訴院は、「共同口座開設依頼書に記載されている通りである」と妻の主張を簡単に切り捨て、妻は、共同口座の名義人として貸越しによる責任を負うと判示した。<sup>(51)</sup>

なお、最近、共同口座を経由した資金が詐取されたものであった場合、共同口座名義人は詐欺の被害者に対して責任を負うかどうか争われた新しい判決が現れている。<sup>(52)</sup>

**3 共同口座の名義人が死亡した場合の生存者への財産権の帰属：survivorship**

(1) 問題の所在

共同口座の名義人の一方が死亡した場合、一般的に以下のような紛争を想定することが可能である。<sup>(53)</sup> すなわち、第1に、共同口座の他方の名義人と (複数である場合があり得る)、死亡した共同口座名義人の相続人との関係、第2に、共同口座の残高の持ち分に租税当局が関与できるか (生存している他方の名義人と、とりわけ相続税について、税務当局との関係)、

204(1240) 法と政治 65巻4号 (2015年2月)

第3に、③銀行と生存している共同口座の他方の名義人、あるいは銀行と死亡した一方の共同口座の名義人との間に争いがある場合、銀行はどのような請求に応じなければいけないのかである。③の場合、通常は、誰が銀行に対して支払いを請求できるかといった形をとることになる。

この問題に対するイングランド法の基本的な視点は、誰が銀行に対して法的な請求権 (chose in action) を有するの<sup>(54)</sup>かである。なぜなら、共同口座の資金そのものに対して法的な権利 (legal and beneficial interest) を有しているのは、銀行だからである<sup>(55)</sup>。そして、銀行に対する請求がコモン・ロー上のものなのか、受益者としての地位によるものなのかを区別することが、重要となる。

## (2) 法的な (コモン・ロー上の) 請求権：McEvoy 判決

共同口座について、銀行は共同口座の他方当事者による死亡によって原則として影響を受けない。なぜなら、共同口座は、銀行を債務者とする債権を共同口座名義人によって準共有するものだからである<sup>(56)</sup>。したがって、共同口座の名義人の一方が死亡した場合においては、生存者財産権 (survivorship) によって<sup>(57)</sup>、共同口座の資金の法的な権利者となるのは他方の名義人であることはイングランド銀行法において十分に確立している<sup>(58)</sup> (ここで述べているのはあくまでコモン・ロー上の権利であって、受益者としての権利については別個の考慮が必要となるが、これについては後述する)。

イングランドの一般的な共同口座開設依頼書には共同口座の一方の名義人が死亡した場合は他方の共同口座名義人の指示に従うよう規定されているが、このような規定がない場合でも、銀行は生存している他方の名義人に支払えば免責されること<sup>(59)</sup>になる<sup>(60)</sup>。

共同口座の名義人の一方が死亡した場合に関するリーディング・ケースが、次の McEvoy 判決である。A と B での名義の共同口座が開設され A の

みの資金が預け入れられた場合、契約当事者となるのはA B双方であろうか。それともAのみが契約当事者となるのであろうか。また、後者の場合、他方の当事者であるBは銀行に対してなんらの請求権も取得しないのであろうか。

*McEvoy v. Belfast Banking Co.*, [1935] AC 24 (HL)

【事案の概要】

父によって、被告銀行に父と未成年の息子名義での共同口座が開設された。父は、この共同口座開設につき、死亡にかかる税を回避する目的を有していた。共同口座の開設は父のイニシアティヴによって行われ、未成年の息子の明示の同意はなかった。

その後、父が死亡し、また、その事業が失敗したため、父の遺言執行者に対して銀行によって共同口座にかかる資金の払戻しがなされた（このことは未成年の子も了知していた）。

成年に達した共同口座の名義人である息子から（当時北アイルランドでは21歳）、銀行に対し預金の払戻しが請求された。銀行は、主に遺言執行者に対して支払ったことを理由に、これを拒んだ。

貴族院は、全員一致で銀行の勝訴としたが、その理由付けは異なる。また、学説からは、*McEvoy* 判決について、Atkin 卿の一般理論に重要性を認めることができると指摘されている。<sup>(61)</sup> Atkin 卿の一般理論とは、次の部分である。<sup>(62)</sup>

Aが、A B名義でAの資金を共同口座に入金し、AあるいはBに支払いが認められている場合、Bは銀行に対してなんらかの請求権を有するのであろうか。銀行は、Bに対して、共同口座に入金された資金がBのものであり、あるいは、AがBの正当な権限に基づいて共同口座を開設したという証明を求めることができる。契約は、いわば、Aと銀行との間で締結されたということもできるが、この場合、銀行は、



Bに払い戻せば免責を主張することができる。しかしながら、問題は、Bが銀行に対してなんらかの請求権を有するかというものである。私は、間違いなくBは銀行に対して訴訟を提起できると思料する。表面上A・Bと銀行との間で締結された契約は、AとBそれぞれと銀行との間で締結されたと認めるのが相当である。

Atkin 卿の一般理論によると、銀行は、生存している他方当事者の請求に応じる義務を負い、またこれに応ずれば免責されることになる。<sup>(63)</sup>

このことは、<sup>(64)</sup>アイルランド最高裁判所の判決である *Lynch v. Burke and Allied Irish Banks plc* 判決<sup>(65)</sup>において、ヨリ明確に述べられている。すなわち、おばが、姪との共同口座を開設したという事案において、「姪は、おばが共同口座を開設した当初から契約当事者である」と判示されたのである。

### (3) 受益者としての請求権の問題：共同口座名義人の一方が生存中の「贈与」の問題

共同口座の名義人の一方が死亡した場合、共同口座の法的な請求権が共同口座の他方の名義人に帰属するとしても、受益者としての請求権の問題はこれとは全く異なる。

つまり、共同口座の一方の名義人Aが自ら全資金を拠出することによってAとBとの共同口座を開設した場合、共同口座の資金は——ここまで述べてきたことから明らかとなったのは、銀行に対する関係ではABが銀行に対する請求権を準共有するということであるが——Aのみに帰属する。では、Bは共同口座の資金に対してなんらの権利も有していないのであろうか。この問題は、共同口座を開設した一方の名義人が共同口座に入金した時点で他方の名義人に資金を贈与する意思があったかどうかという事実認定の問題となる。<sup>(66)</sup>

たとえば、共同賃借人が賃料の支払いのためにそれぞれが共同口座に同

じ金額の資金を拠出した場合には銀行に対する権利は準共有となり、共同口座の資金の2分の1に利益を有することになるため、コモン・ロー上の権利と受益者としての権利は一致し、複雑な問題は発生しない。<sup>(67)</sup>

これに対して、共同口座の名義人の一方が共同口座の資金を全額拠出した場合は問題状況が異なる。この場合の決め手は事実認定の問題となるが、どのような事実が問題になるかという点、それは資金を拠出した一方の名義人の「贈与の意思」の有無である。<sup>(68)</sup>つまり、資金を拠出した共同口座の一方当事者の意思が単に支払いの便宜のために共同口座を開設したのか（イングランド法では、他方名義人による小切手の振出しを簡便にするため等の理由であって、共同口座の資金の利益は全面的に自己に保持する意思である場合）、それとも共同口座に入金した時点で他方の共同口座名義人に贈与をしたのかが争われるのである。この点は、資金を拠出した一方の共同口座名義人の意思が明確であればそれによるが、そうでない場合は次のような「推定」がなされることになる。<sup>(69)</sup>

すなわち、共同口座を開設したのが、兄弟間、祖父母と孫、従兄弟間、おじ／おばとおい／めいの間であれば、資金を拠出した一方の共同口座名義人は共同口座にかかる権利を存命中は保持し、他方の共同口座名義人は、一方の共同口座名義人が存命の間は共同口座に対してなんら（受益者としての）権利を有しない。したがって、資金を拠出した共同口座名義人の一方は、他方の共同口座名義人に対して、「復帰信託の推定（the presumption of resulting trust）」<sup>(70) (71)</sup>を受けることになる。

これに対して、共同口座が夫婦間、親子間でなされた場合は、共同口座への入金によって贈与の意思が推定されるために、他方の共同口座名義人は共同口座の資金に対して受益者としての権利を有することになる。これは「生前贈与の推定（presumption of advancement）」<sup>(72)</sup>と呼ばれている。もっとも、近時は必ずしもこの区別が妥当しない事案も見られるとのことであ

(73)  
る。

「生前贈与の推定」が破られた重要な事案が、*Marshal v. Crutwell* 判決<sup>(74)</sup>である。この判決の事実関係は次の通りである。すなわち、末期の病を患う夫が、夫婦名義の共同口座を開設し、それまでの口座から資金をこの共同口座に移し、妻に日常家事にかかる支出のための小切手の振出しを認めていた。夫死亡後、夫の他の相続人が共同口座の残高に権利を主張したところ、妻はこの共同口座の資金は夫から贈与されたものであって、自らに帰属すると主張した。争点は、共同口座の資金が夫の遺産となるのか、妻の財産となるのかである。

本来であれば夫婦間での共同口座の開設のため「生前贈与の推定」がなされるところ、Jessel 記録長官は、本件共同口座の開設は夫の病氣治療に伴う支出の便宜のためであったとの証拠によって生前贈与の推定は覆されると判断した。

つまり、夫による共同口座の開設および資金の入金によって妻への贈与の意思を認定することはできず、生前贈与の推定が破られたために、共同口座の資金は、夫の相続財産に帰属することとされたのである。

生前贈与の推定が覆されたものの、次の（４）で紹介する生存者財産権（survivorship）によって妻の権利が認められたものとして、*Re Harrison*<sup>(75)</sup>を紹介する。

#### [事案の概要]

夫によって妻との共同口座の開設がなされたが、夫は共同口座の開設あるいは妻による引出しについて妻になんらの情報も与えていなかった。夫が病氣となったために、銀行の支店長が妻に口座の詳細について述べた。夫が死亡した後、妻のイニシャルによって封印された銀行の受領書（deposit receipt）が入った封筒が発見された。さらに、銀行の口座管理者は「本件共同口座にかかる預金の払戻しは、共同口座

名義人それぞれ、もしくは生存している共同口座名義人に対して可能な口座であると述べた。

Russel 裁判官は、本件共同口座を開設した夫の唯一理解可能な動機は、本件共同口座の資金を生涯にわたって妻に贈与することであり、その結果は生存者財産権によって実現されるものであると述べ、したがって妻は法的にも受益者としても本件共同口座にかかる資金に対する権利を取得すると判示した。

#### (4) 生存者財産権 (survivorship)

(3) の受益者としての請求権の問題は、あくまで共同口座に資金を提供した共同口座の一方の名義人の、生存中の他方名義人に対する贈与の意思の問題であって、ここから論じる生存者財産権 (survivorship) の問題とは異なる。

生存者財産権とは、共同口座に資金を提供した共同口座名義人の一方が、自らの生存中はその資金を自らのものとするものの、死亡によって共同口座の他方名義人に共同口座の資金を遺贈するというものである。<sup>(76)</sup>このような資金を提供した共同口座の名義人の一方の意思は共同口座開設依頼書の定型書式にも記載されているが、死亡した共同口座名義人の意思の推定によっても可能とのことである。<sup>(77)</sup>

このような生存者財産権は、カナダ最高裁における *Pecore v. Pecore* によれば相続にかかる税や事務的煩瑣を避けるために行われているとされているが、遺言の形式を採らずになされているところに問題が発生する素地がある。<sup>(78)</sup>

*Pecore v. Pecore* [2007] 1 SCR 795.

#### [事案の概要]

年配の父親は、娘 P との共同口座（以下「本件共同口座」という）に無償で多額の財産を預け入れていたが、この娘 P は 3 人の成年に達 210(1246) 法と政治 65 巻 4 号 (2015 年 2 月)

した子どもたちのうち最も父親と親密であった。他の親族は財産的に裕福であったが、この娘Pは低賃金の仕事に従事しており、障害を抱える夫Mの面倒をみていた。Pの父はPを財政的に援助していた。本件共同口座の資金は、Pの父親のみが拠出していたところ、父のみが本件共同口座を利用していた。父親は、遺言においてP、Mおよび子たちに多額の財産を残したが、本件共同口座にかかる言及はなかった。財産の残りは、PとMにおいて分割された。父が死亡したため、本件共同口座の資金は、生存者財産権によって、Pが払戻しを受けた。

PとMはその後離婚し、財産分与の手続きにおいて本件共同口座の資金の帰属が争われた。Mが主張するのは、Pは本件共同口座に父の財産のために信託的な利益を有していたにすぎないのであって、したがって本件共同口座の資金は父親の遺産の一部を構成するため、父親の遺言に従って分割されるべきであるというものである（遺言には、先述の通り、Mに財産を与える旨の記載があった）。

第一審および控訴審ともにMの主張を斥けたためカナダ最高裁判所に上訴がなされたが、カナダ最高裁判所もMの主張を認めなかった。

共同口座につき、遺言の方式がなされていないという問題につき、*Pecore v. Pecore* における Rothstein 裁判官によると「生存者財産権——それがコモン・ロー上のものであれ、エクイティ上のものであれ——は、共同口座が開設されたときに発生するため、そのような権利の付与は、生存者間のものである」として、遺言の方式が充たされていないことの問題を回避し得るとしている。

Rothstein 裁判官は、生存者財産権を、オーストラリアの事案である、*Russell v. Scott* 判決に見出している。<sup>(79)</sup>

*Russell v. Scott* [1936] HCA 34; (1936) 55 CLR 440

[事案の概要]

ある高齢の女性 (Miss Katie Russell) は多額の資産を有していたが、やや忘れっぽく、あまり注意深くない性格であって、銀行との取引においても何度か書類を紛失する等の出来事があった。そのため、銀行と相談した上で、甥との共同口座を開設し、従来の口座の資金をこの共同口座に移すことにした。この共同口座は女性が存命中は専ら女性のために支出されており、甥は共同口座を管理するのみであった (もっとも、女性は弁護士に対して共同口座の資金は生存者財産権によって甥が取得する旨を述べていた)。その後この女性は死亡したが、その遺言には、女性の遺産は甥と被告が取得する旨の記述があった。

そのため、被告が、この共同口座の資金は女性の遺産に含まれ、遺言によってその一部を取得したと主張して訴えを提起した。

オーストラリア高等裁判所 (High Court of Australia) は、おばの死亡後、共同口座の資金は、法的にもエクイティ的にも甥に帰属すると判示した。

イングランドの事案として、租税が関係するものであるが、*O'Neill v. Inland Revenue Commissioners* [1998] STC 110 を最後に採りあげることにする。この事案は次の通りである。<sup>(80)</sup>

#### [事案の概要]

父が、父と未成年の娘名義で共同口座を開設した。父が死亡後、この共同口座の資金も相続税の対象になるのではないかが問題となった。争点は、父の存命中、娘は共同口座に対してコモン・ロー上あるいは受益者としての権利を有していたのかである。

#### [判決の要旨]

共同口座の一方の名義人が存命中である限りは生前贈与の推定は破られることになる。父親が共同口座を開設した真の意図は租税当局および疎遠になった妻から財産を隠匿することであって、実際娘はそも

そも共同口座の存在自体を知らなかったものである。よって、父親が存命中になんらかの権利を娘に付与したものと認めることはできない。しかしながら、父は共同口座の資金を生存者財産権によって扱われることを意図していたものであると解するのが相当である。

このような立場は、学説によると、最近の判例の傍論によっても支持を得ていると評価されている<sup>(81)</sup><sup>(82)</sup>。

(38) なお、イングランドでは、預金の預入れに対して受領書 (receipt) が発行されるのみであって、わが国の銀行取引における通帳のようなものは発行されない。

(39) [1967] 2 Lloyd's Rep. 68, at 79.

(40) Ellinger 2011, at 321, N. 10.

(41) オーストラリアおよびニュージーランドにおいても、この二重契約分析は受容されているとのことである (Ellinger 2011, at 321, N. 10.)。

(42) [1983] QB 759.

(43) この事案では、夫婦が共同口座の名義人となっており、夫が訴訟当事者となっていないことが問題とされた。

(44) Ellinger 2011, at 321.

(45) [2008] NSWSC 505.

(46) [2008] NSWSC 505, [442].

(47) [1965] Ch. 450.

(48) また、共同口座は夫の死亡によって妻のみに帰属すると判断されている。

(49) ただし、共同口座の資金によって購入された財産が共同口座名義人間の共有あるいは信託財産となる旨の反対の証拠がある場合については、この限りではないともされている (Ellinger 2011, at 322.)。

(50) オーストラリアやカナダでは、*Re Bishop* と同様の判断をするものがあるとのことである (Ellinger 2011, at 323.)。

(51) [2004] EWCA Civ. 64, [98]. しかしながら、銀行が共同口座の名義人の一方による共同口座の濫用が強く疑われるにもかかわらず他方の共同名義人に確認等を行った場合について、責任を負う可能性があることについて示唆がなされている。Ellinger 2011, at 323-324. ただし、これは極めて例外的な場合に限定されるようである。

- (52) *OEM plc. v. The Estate of Britain Schneider* [2005] EWHC 1072 (Ch.) [33]-[46]. Ellinger 2011, at 323 N. 29. 投資会社の責任者（その後死亡）が会社の資金を自らと自らの妻の共同口座に不正送金したとされた事案で3件の訴えが併合されたもの。
- (53) Ellinger 2011, at 324.
- (54) Ellinger 2011, at 324.
- (55) Ellinger 2011, at 324.
- (56) Ellinger 2011, at 324.
- (57) 生存者財産権とは、「共同所有関係にある権利者の死亡により、その者の権利が共同所有財産に吸収され、他の共同所有者に帰属すること、またはその権利」をいう（田中英夫編集代表『英米法辞典』[1991年、東京大学出版会] 834頁）。わが国の共有に関するいわゆるゴムマリ理論を想起させるものがある。
- (58) Ellinger 2011, at 324.
- (59) Ellinger 2011, at 325.
- (60) Ellinger 2011, at 325.
- (61) Ellinger 2011, at 326.
- (62) [1935] AC 24 (HL).
- (63) Ellinger 2011, at 326.
- (64) *McEvoy* 判決では子が未成年であったために追認 (ratification) の問題も争点となり得たが、通常は、次に掲げる *Lynch v. Burke and Allied Irish Banks plc*, 判決 ([1995] 2 IR 159 (IESC)) の通り、追認の問題は発生しない (Ellinger 2011, at 326.)。
- (65) [1995] 2 IR 159 (IESC).
- (66) Ellinger 2011, at 330. なお、共同口座を開設した名義人が存命中は共同口座の資金を他方の名義人に贈与する意思はないが、死亡によって他方の名義人に遺贈する意思を有していた場合は、次の「4」で扱う生存者財産権 (survivorship) の問題となる。
- (67) Ellinger 2011, at 327.
- (68) Ellinger 2011, at 327.
- (69) Ellinger 2011, at 328.
- (70) resulting trust とは、復帰信託と訳され、AからBに、ある財産のコモン・ロー上の権原の移転が行われたが、当事者の行為、関係または四囲の状況から、Aの側にその財産から生じる利益をBに享受させる意思がないと推定される場合に、A、Aの相続人、Aの相続財産を受益者として成



立が推定される信託のことである（田中英夫編集代表『英米法辞典』〔東京大学出版会，1991年〕730頁）。詳しくは，植田淳「イギリス法における復帰信託と共同意思擬制信託——物権的法形式に対する受益調整機能」神戸大論叢48巻1号（1997年）19頁参照。

- (71) Ellinger 2011, at 328.
- (72) Ellinger 2011, at 328.
- (73) Ellinger 2011, at 328-329. カナダ最高裁判所における *Pecore v. Pecore* [2007] 1 SCR 795. での Rothstein 裁判官が詳細にこのことを論じている。
- (74) (1875) LR 20 Eq. 328.
- (75) (1920) 90 LJ Ch. 186. しかしながら，この判決の原文を直接確認することはできなかった。情報は，Ellinger 2011, at 330 に依拠した。
- (76) なお，前掲注(57)も参照のこと。
- (77) Ellinger 2011, at 331.
- (78) Ellinger 2011, at 331.
- (79) 判決の原文は，[http://www.austlii.edu.au/au/cases/cth/high\\_ct/55clr440.html](http://www.austlii.edu.au/au/cases/cth/high_ct/55clr440.html) を参照した。
- (80) しかしながら，この判決の原文を直接確認することはできなかった。情報は，Ellinger 2011, at 332 に依拠した。
- (81) *Aroso v. Coutts and Co.* [2002] 1 All ER (Comm.) 241.
- (82) Ellinger 2011, at 332.

## IV 分析とまとめ

### 1 総括

以上，本稿ではイングランドにおける共同口座にかかる法の状況を検討してきた。結果，次のようにいうことが可能である。

第1に，イングランドにおける共同口座に関しては，わが国における連名口座とは異なり，資金の引出しに名義人の双方の承諾を要するものと，一方の承諾のみで足りるものであり，この区別は共同口座開設依頼書（joint account mandate）によっていた。

第2に，共同口座の契約構造としては，いわゆる二重契約分析が採用されている。すなわち，共同口座にかかる契約は，銀行と共同口座名義人と

の契約と、銀行と共同口座名義人それぞれとの間の個別の契約に分析されており、一方の名義人に無断でなされた資金の流出には後者の個別の契約違反が認定されるため、銀行に損害賠償責任が認められている。

第3に、共同口座の資金の全額を拠出した共同口座の名義人の一人は資金が不正に流出した場合全額の賠償を請求することができるが、全額の拠出を証明できない共同口座名義人の一方は半額の返還を請求できるに留まるか、あるいは拠出の割合に応じた賠償の請求しかできないことが判例として確立している。

第4に、共同口座の名義人は、銀行に対する関係では、預金債権を共同口座名義人間で準共有すると理解されている（これを外部関係といえようか）。ただし、共同口座の資金全額を拠出した共同口座名義人の一方が存命中に他方の共同口座名義人が共同口座の資金になんらかの権利を有するかは（内部関係の問題）、事実関係によって異なることになる。

第5に、共同口座開設にかかる契約は、実際に共同口座を開設した当事者と銀行との間にのみ締結されるだけでなく、共同口座名義人それぞれと銀行との間で締結されると構成されていた。このことを裏返していうと、実際に共同口座を開設した当事者と銀行との間で共同口座開設契約が締結され、他方の共同口座名義人は第三者のためにする契約（民法537条）の第三者となるものではない。

第6に、共同口座の資金を全額拠出した共同口座名義人存命中に他方の共同口座名義人が共同口座の資金になんらかの権利を有するかについては、資金を全額拠出した共同口座名義人の意思によるとされていた。つまり、単に支払いの便宜のために共同口座が開設されたか、他方の名義人に資金を贈与する意思でなされたのか、それとも死因贈与の意思であったのかによって区別されている。

第7に、全額を拠出した共同口座名義人の意思が明らかでない場合は、  
 216(1252) 法と政治 65巻4号 (2015年2月)

共同口座が開設された当事者の関係に従って、(生前)贈与がなされたのか、あるいはある種の死因贈与がなされたと解すべきかが分けて推定されている。夫婦間では(生前)贈与の推定がなされているところ、祖父母と孫との間では、孫は共同口座の資金について祖父母の存命中はある種の期待権しか推定されないとされていた。

第8に、(生前)贈与の推定によって共同口座の資金が一方の共同口座名義人の存命中他方の共同口座名義人の受益の対象ではない場合であっても、資金を拠出した共同口座名義人の死亡によって、他方の共同口座名義人は共同口座の資金に対して権利を取得していた。この場合、権利移転の基礎となる行為は他方当事者の存命中に行われているため、ある種の死因贈与契約と類似する関係とされており、遺言の方式が充たされていないことは問題とされていない。

やや重複する部分もあるが、以上について詳しく検討すると次の通りである。

## 2 わが国における連名口座との異同

まず、わが国における従来の「連名口座」は引出しに口座名義人全員の承諾を要するものであったところ、<sup>(83)</sup> イングランドにおける共同口座については、資金の引出しに名義人の双方の承諾を要するものと、一方の承諾のみで足りるものがあり、これは共同口座開設依頼書にどのように規定されているかによって区別されていた。

わが国においても、引出しに口座名義人全員の承諾を必要としない共同口座を導入することも、イングランドにおいて実務の用に供されており、共同口座は様々なニーズに対応するために有益と思われるため、選択肢の一つとしてあり得るのではなかろうか。

### 3 共同口座にかかる契約構造の問題

次に、本稿において参照したイングランド法からは、共同口座について、銀行と共同口座名義人との契約と、銀行と共同口座名義人それぞれとの個別の契約に分析することが可能であった。つまり、共同口座では、銀行に対する法律関係と、共同口座名義人間での法律関係が異なることがあり得る。換言すると、銀行に対する関係では預金債権が共同口座の名義人によって準共有されるとしても（これによって銀行は名義人どちらかの請求に応じれば免責されることになる）、共同口座名義人間では、例えばAのみが資金に対する権利を有し、Aの死亡によって共同口座の資金に対しBが権利を取得するといったことが、考えうる。

したがって、共同口座の名義人と銀行との合意の構造としては、共同口座名義人全員と銀行との合意と、共同口座名義人それぞれと銀行との個別の合意の「二重契約」に分析することが相当と思料される。

### 4 共同口座の資金が不正に流出した場合の損害賠償請求の割合

また、共同口座にある資金の全額を入金した共同口座名義人は、資金が不正に流出した場合全額の賠償を請求することができるが、全額の拠出を証明できない共同口座名義人の一方は半額の賠償を請求できるに留まるか、あるいは拠出した資金の割合に応じた賠償の請求しかできないこととされていた。このことから、イングランド法において、共同口座にかかる資金について正当な権限を有するのは資金を拠出した共同口座名義人であると考えているとの立場を垣間見ることができる。

このことから、わが国における預金者の認定の問題については、近時、いわゆる主観説が有力となっているが、<sup>(84)</sup> 伝統的に通説とされてきた客観説を完全に捨て去ることに一抹の躊躇を感じさせるものがある。

## 5 銀行に対する請求権の問題

さらに、イングランドにおいては、共同口座名義人は、銀行に対する預金債権を共同口座名義人間で準共有すると理解されていた。ただし、共同口座名義人相互間での法律関係は、また別個の考慮が必要とされていた。なぜなら、資金の拠出者が共同口座に実質的な権限を有すると考えられているため、共同口座名義人間での法律関係は銀行に対する関係とは別個に明らかにすることが必要となるからである。

イングランドにおける共同口座の利用方法として、共同口座の名義人の一方が専ら利用して、他方の名義人は共同口座の存在さえも知らないことが稀ではないことが明らかとなった。

## 6 契約当事者の問題

第5に、共同口座の一方の名義人が他方の名義人に無断で共同口座を開設した場合、他方は契約当事者とはならないという法律構成も一応は可能となる。この場合、他方は単なるわが国における第三者のためにする契約（民法537条）における受益者と類似する立場となろう。

この点に関して、イングランド銀行法においては、共同口座開設契約は実際に共同口座を開設した当事者と銀行との間に締結されるのではなく、共同口座名義人それぞれと銀行との間で締結されると理解されていた。このことを裏返していうと、実際に共同口座を開設した当事者と銀行との間で共同口座開設契約が締結され、他方の共同口座名義人は第三者のためにする契約の第三者となるものとはされていなかった。

## 7 資金を拠出していない共同口座名義人の権利関係

第6に、共同口座の資金を全額拠出した共同口座名義人存命中に、他方の共同口座名義人が共同口座の資金になんらかの権利を有するかについて

は、資金を全額拠出した共同口座名義人の意思によって区別されていた。すなわち、資金を拠出した共同口座の名義人の一方が共同口座に入金した時点で他方の名義人に贈与の意思があるか、それとも死因贈与の意思か、あるいは単に支払いの便宜のためであって他方の共同口座名義人になんら権利あるいは利益を付与する意思はないかどうかによって、他方の名義人の共同口座の資金にかかる権利関係は異なることになる。

たとえば、共同口座に一方の名義人Aのみが入金し、他方の名義人Bにも出金の権限を認めるとき、①この一方の名義人Aが他方の名義人Bになんら経済的便宜を供与する意思はなく、単に事務処理上の理由のため出金権限を認める場合、②一方の名義人Aが他方の名義人Bに共同口座に入金する時点で（生前）贈与の意思を有する場合、③一方の名義人Aの生存中は他方の名義人Bに資金を贈与する意思はないが、A死亡と同時にBに死因贈与する意思である場合の3つのケースに分けていることが明らかとなった。

このことに関して注意が必要なのは、受益者としての権利の問題を含むところが、わが国の法状況とは異なることである。つまり、通常は一方の名義人が口座を利用している場合、他方の当事者は受益者としての権利（わが国においては、ある種の期待権と構成することになろうか）のみを有する。一方の名義人が死亡した場合、共同口座の他方の名義人が法律上の権利を取得することになるのである。

## 8 共同口座の一方名義人が存命中の法律関係

第7に、共同口座に入金した名義人の一方の意思が明らかでない場合、共同口座が開設された当事者の関係から、（生前）贈与がなされたのか、ある種の死因贈与がなされたかと推定すべきかが区別されていた。夫婦間では（生前）贈与の推定がなされてもよいとされていたが、祖父母と孫の間

ではこのような推定はなされず、孫は共同口座の資金についてある種の期待権しか有していなかった。

前者の（生前）贈与の推定がなされる夫婦以外の関係としては親子の関係があり、後者のある種の死因贈与の推定がなされる関係として、祖父母と孫との関係のほか、兄弟／姉妹間、従兄弟間、おじ／おばとおい／めいとの関係がイングランド銀行法においては掲げられていた。

### 9 共同口座の一方の名義人が死亡した場合の法律関係

最後に、（生前）贈与の推定によって共同口座の資金が一方の共同口座名義人の存命中は他方の共同口座名義人の受益の対象ではない場合であっても、資金を拠出した共同口座名義人の死亡によって、他方の共同口座名義人は共同口座の資金に対して権利を取得することになる。わが国においては、ある種の死因贈与と解することになる。

このように、共同口座への入金を死因贈与と解することと遺言の方式（民法967条以下）違反との関係については、共同口座名義人の一方の死亡前の行為とすることで問題は発生しないのではないであろうか。このことは、遺言の方式違反を死因贈与とする無効行為の転換の観点からも正当化されよう。つまり、遺言の方式が遵守されていないことについては、共同口座の開設による資金の移転はあくまでも生存者間での贈与であると構成することによって回避が可能となる。<sup>(86)</sup>

(83) 上野隆司＝石井眞司・前掲注(8)21頁。

(84) 北居・前掲注(21)105頁。

(85) 潮見『相続法』215頁。

(86) 潮見『相続法』215頁。

## V お わ り に

### 1 任意団体名義の銀行預金と連名口座

本稿では、イングランド銀行法における共同口座の状況を調査検討することによって、わが国における銀行口座にかかる諸問題を解決するための手がかりを求めてきた。その結果、次のような事項を述べる事が可能である。

たとえば、現在のわが国の法状況においても十分あり得る問題として<sup>(87)</sup>、父によって未成年の子との任意団体名義で銀行口座が開設された場合、どのような問題が生ずるかというものがある（子が銀行等に対して請求を行うのは成年に達した後とする）。

まず問題となるのは、契約当事者となるのは父のみか、あるいは子もかという問題である。この点につき、イングランド銀行法を参照した結果、契約当事者となるのは実際に契約実務を執り行った父のみではなく、子も契約当事者となり得る結論が導出される。すなわち、たとえ子がこの口座の存在さえ知らない場合であったとしても、父と子の任意団体における取り決めを通して、あるいはそもそもこの口座の性質から、子も契約当事者と解する方向が示唆されるのである。

また、銀行が共同口座の資金を子に支払った場合、（たとえ父と子の取り決めにおいて子に弁済を受領する権限がない場合であっても）子は正当な受領権限を有するものとしてその後父から銀行に対して請求がなされたとしても応じる必要はない。なぜなら、子は銀行と契約関係に立つ当事者として正当な受領権限を有するからである。債権の準占有者に対する弁済（民法478条）として銀行が免責されるのではない。

さらに、父が存命中において、子が任意団体名義での口座資金を利用した場合、父が任意団体名義での口座に入金した段階でどのような意思を有

222(1258) 法と政治 65巻4号 (2015年2月)



していたかが重要となる。すなわち、入金の時点で子に贈与する意思があれば子による資金の利用についてはなんら問題はなく、単に任意団体の支払いの便宜のためであれば、子による資金の流用は問題が生じ得る。父の意思が不明な場合、イングランド法においては、やや議論があるものの、父と子名義での共同口座の場合は、共同口座への入金によって（生前）贈与が推定されていた。

最後に、父が死亡した場合において、子は（生前）贈与の推定がなされない場合においても、イングランド法においては生存者財産権によって子が共同口座に関する権利を取得するとされており、わが国においても死因贈与（民法554条）によって子がこの口座の資金を正当に取得すると解すべきではなかろうか。

わが国においても、父と子との間で任意団体が形成されていると構成すると、<sup>(88)</sup> その任意団体の規約——まさに組合契約——の解釈となろうが<sup>(89)</sup>、イングランド法の分析からは、父の意思の区別によって子が権利を取得する態様が整理されている解釈が説得力を有することになる。

## 2 共同口座導入の可能性

わが国における連名口座は払戻しに口座名義人全員の承諾を必要とするものであったが<sup>(90)</sup>、イングランドにおける共同口座を参照すると、払戻しに口座名義人全員の承諾を必要としない共同口座を導入することも、選択肢の一つとなるのではなかろうか。なぜならこのような共同口座の方が夫婦の日常家事債務（民法761条）の処理等には便宜であって、口座名義人全員の承諾を必要とする場合はその旨を口座開設依頼書において明らかにすれば足りるからである。

### 3 名義人一人の口座を共同で利用する場合の問題点

また、現在において一般的な名義人が一人の銀行口座を複数の当事者が共同で利用する場合——みずほ銀行はこれを「おうち口座」と呼んで勧奨しているが<sup>(91)</sup>——、イングランド銀行法における共同口座を参照すると、次のようにいえるのではなかろうか。

すなわち、口座名義人である一方の当事者Aが名義人でないBに（カード等の貸与によって [カード規定違反等については考慮しない]）出金を認めているとき、資金提供者の意思によっては（事実認定の問題となる）、「おうち口座」への入金<sup>(91)</sup>が、①単に他方当事者Bに（日常家事債務の弁済等のため）事務処理上の出金の権限を認めているに過ぎない場合と（この場合には、A名義の口座へのAを債務者とする強制執行が可能となり得る）、②「おうち口座」への入金<sup>(91)</sup>が他方当事者Bへの贈与の意思を有している場合（この場合、「おうち口座」にAの債権者が強制執行を行う場合、他方当事者Bの執行異議が問題となる。もとより手続的な問題は本稿では考慮しない）、③一方当事者Aが生存中は「おうち口座」入金につき贈与の意思は有しないが、A死亡の場合他方当事者Bに死因贈与する意思である場合（この場合、Aの存命中にAの債権者が「おうち口座」に強制執行する場合、Bはある種の期待権しか有しないため不服を申し立てることはできないということになるか問題が生じる）の3つのパターンを想定することが可能となった。具体的事案において、どのパターンに該当するかは、当事者の意思の認定によることになるが、イングランド銀行法における推定のあり方を参照すると、夫婦間での口座開設の場合は②の（生前）贈与を推定するという方法もあり得るところとなる。

### 4 預金者の認定の問題

さらに、イングランド法における共同口座を参照すると、わが国にいわ  
224(1260) 法と政治 65巻4号 (2015年2月)

ゆる預金者の認定の問題にも重要な示唆を与え得ると思われる。共同口座は、そもそも第三者のためにする契約（民法537条）とはされていない。

出発点として、イングランド銀行法における共同口座について、法的には、銀行に対する預金債権を共同口座名義人間で準共有するものとされていた。

次に、イングランドにおける生存者財産権にかかる判例に見られたとおり、一方の共同口座名義人が他方の共同口座名義人の依頼によって口座を開設したのであれば、口座の存在さえも知らない名義人をも契約当事者とすることは理論的には可能なであろう。

また、イングランド法において、共同口座名義人双方が契約当事者となるとしている点で（契約当事者の問題と預金者の認定の問題は完全に一致するわけではないが）、わが国でのいわゆる主観説<sup>(92)</sup>と親和性を有する点を指摘することができる。ただし、イングランド法において、資金の出捐者が口座の実質的な支配を有するとしている点は、必ずしもイングランド法が主観説を採用していると断定できない要素となる。

他方で、資金の拠出者が共同口座に対して実質的な権利を有するとの理解も見受けられた。資金を拠出していない共同口座名義人は、他方当事者の意思に応じて生前贈与を受けたか死因贈与がなされたのか（あるいはなんら権利を付与されていないか）が区別されている。資金を拠出した当事者の意思が明らかでない場合は、共同口座名義人の関係をもとに法的な推定がなされることになる。

以上のように、イングランドの共同口座にかかる法状況に鑑みると、預金者の確定の問題につき、いわゆるわが国における主観説的な発想も随所にみられた一方で、客観説を援護する手がかりも見受けられた。本稿におけるイングランド銀行法の検討は、預金者の認定の問題を直接に解決するものではないが、現在の議論状況とは異なる方向での判断枠組みの構築も

可能であることが明らかになったのではなかろうか。

## 5 共同相続と共同口座

わが国においては、相続の局面において、被相続人の金銭債権については法律上当然に相続分に従って分割され各相続人に帰属するという最高裁判例にもかかわらず<sup>(93)</sup>、金融実務は、口座名義人が死亡すると共同相続人全員の請求がない限り口座取引に応じていない<sup>(94)</sup>。この点について、わが国において共同口座を導入することによって、このような煩瑣な問題は消滅することになる。もっとも共同口座が導入されることによってもちろん一定の別個の問題が発生し得るが<sup>(96)</sup>、本稿の検討からは、そのような問題は解決可能と思料される——なにより、イングランド銀行法において、共同口座は重要な位置を占めているのであるから——。

## 6 残された課題

本稿では主に夫婦や親子、親族間での共同口座を想定してきたが、共同口座はこのような利用に限らない。とすると、2名以上の当事者である種の組合契約による共同口座の可能性も検討する必要がある。

また、冒頭で設定したような任意団体名義での預金口座に、東京地裁は信託契約の成立を認定している<sup>(97)</sup>。信託との関係においても共同口座あるいは銀行口座にかかる諸問題を検討する必要性が生じているといえよう。

以上のような課題については、他日を期することにした。

(87) 東京地判平成24年6月15日判時2166号73頁では、旅行資金を積み立てるために4人の女友達によって開設された「A会代表者B」とする口座につき、Bの債務にかかる差押えが問題となっている。

(88) ただし、東京地判平成24年6月15日では組合契約の成立は否定されている。組合契約の法技術的としての利用可能性に着目するものとして、大村敦志「法技術としての組合契約」潮見佳男他編『特別法と民法法理』

- (有斐閣, 2006年) 193頁。
- (89) 他方で, 東京地判平成24年6月15日判時2166号73頁は, 任意団体名義での銀行口座に信託契約の成立を認める構成を採用している。同判決については, 木村・前掲注(5)42頁参照。
- (90) 上野隆司=石井眞司・前掲注(8)21頁。
- (91) <http://www.mizuhobank.co.jp/ouchi/ouchikouza/index.html>
- (92) 資金の拠出者と預金者の認定について, 大西武士教授は, 連名預金にかかる最判昭和62年12月17日の評釈において「預金原資の実質関係が当然に預金関係に反映するものではない。預金関係には預金者と金融機関の意思が反映すべきである」とされている(大西武士「預金者認定に関する客観説とその限界」判タ843号[1994年]52頁, 54頁)。
- (93) 最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁。
- (94) 潮見『相続法』102頁。
- (95) 信託銀行は被相続人死亡から相続人全員の同意が得られるまでの, いわゆる「遺言代用信託」なる商品を販売しているが(たとえば, 三菱UFJ信託銀行について, [http://www.tr.mufg.jp/shisan/zuttoanshin\\_01.html](http://www.tr.mufg.jp/shisan/zuttoanshin_01.html) 参照), 本末転倒の感が拭いきれない。
- (96) とりわけ租税上の問題が重要となり得るが, この点は本稿において対象とはしないもののイングランド法等を参照することによって解決可能ではなかろうか。
- (97) 東京地判平成24年6月15日判時2166号73頁。

Joint Account in English Banking Law:  
Search for the Signs of Problems in Japanese Banking Account

Kunihiro ONISHI

Many legal problems about banking account are unsolved in Japanese Banking Law. For example, who is the customer of the bank when the person who came to the bank and the person who deposited are different? When the person who deposited and contracted with the bank died, do their heirs become the customer of the bank?

This study introduces the argument of joint account in English banking law for the signs of the above mentioned problems in Japanese banking account.